

対馬駐屯地支障木伐採役務

表紙	対馬駐屯地高木剪定役務	図面番号	1/3
図名	表紙	作成年月日	7.12.15
後支隊長	後方支援隊営繕班		作成者
所属	陸上自衛隊対馬駐屯地営繕班		

仕 様 書

件 名	対馬駐屯地支障木伐採役務	所 属	陸上自衛隊対馬駐屯地営繕班
		作成年月日	令和7年12月15日
		作 成 者	黒木事務官

1 総 則

本仕様書は、今回実施する「対馬駐屯地支障木伐採役務」について適応する。

2 場 所

長崎県対馬市厳原町棧敷原38 陸上自衛隊対馬駐屯地

3 数量及び場所、要領等

地区	樹高	剪定要領
対馬駐屯地 西側及び一部南側	約10m	支障木は地上高1.2m程度の高さまで伐採及び剪定を実施し、樹木間の見通しが出来るようにする。

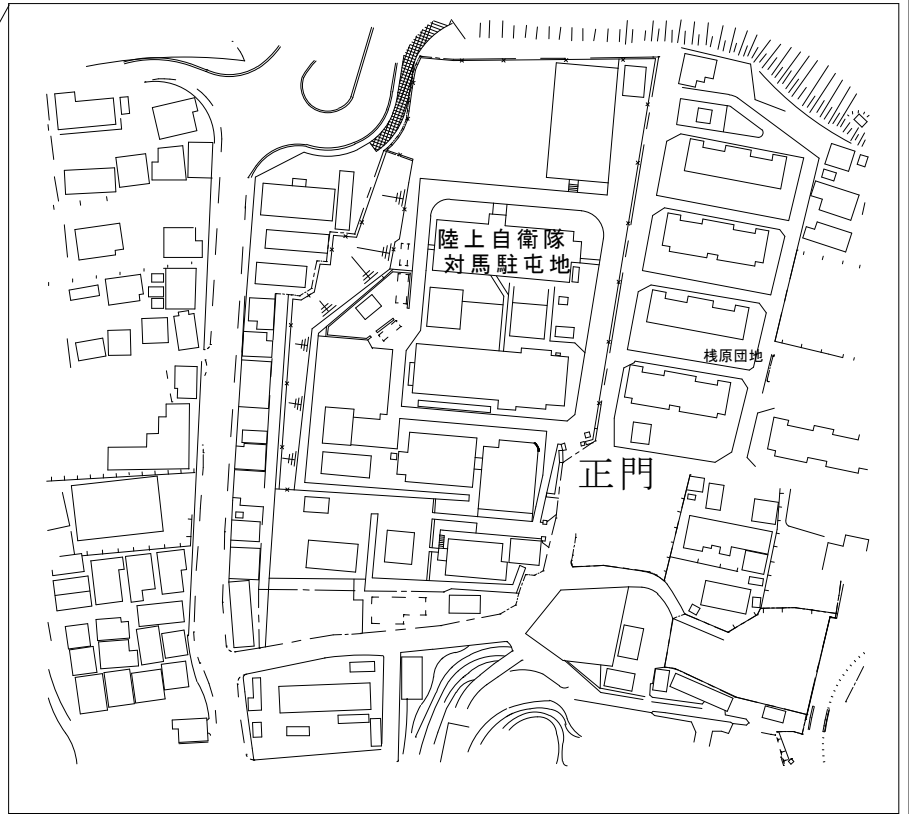
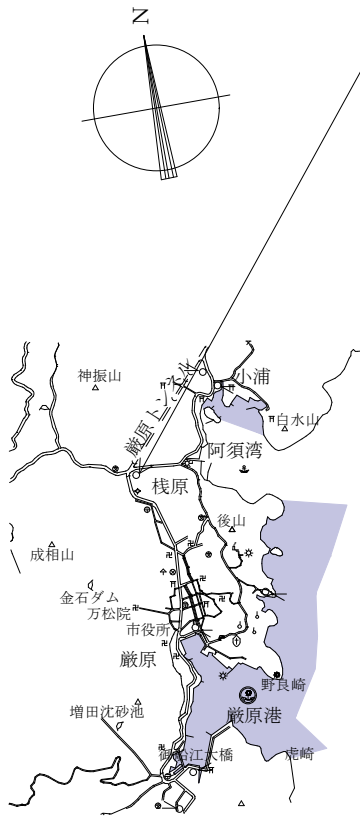
4 一般事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項でも、本役務実施に必要な事項については監督官と協議し指示に従うこと。
- (2) 本作業にあたり、道路及び既設工作物等を損傷しないよう注意する。万一損傷させた場合は監督官は通報するとともに請負業者の責任において現状に復旧すること。
- (3) 本作業にあたり、事故等発生しないように、安全管理に十分注意すること。
- (4) 本作業にあたり、契約後速やかに工程表を提出し、実施時期を調整すること。
- (5) 本作業において、伐採した樹木・下草はその都度速やかに処分し樹木を残地する場合は監督官と調整すること。
- (6) 本作業において伐採した樹木・下草は、適切な方法により処分するものとし、受け入れ先の計量伝票の写しを1部提出すること。
- (7) 本作業にあたり、各工程状況や目的が明確に判断できるように写真撮影し、工事用アルバム（A4）に整理のうえ1部提出すること。
- (8) 本作業において、発生した産業廃棄物については、請負者の責任において適切に処分し、マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）を監督官に提出すること。

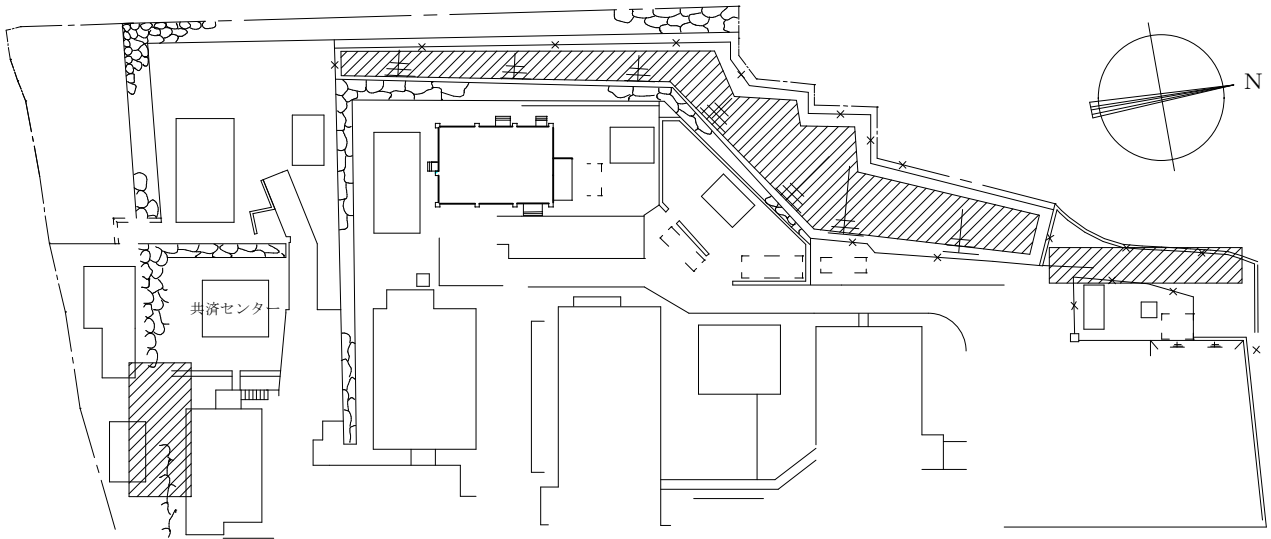
5 提出書類

部隊監督官の指示する時期に以下の関係書類を提出する。

- (1) 工程表（予定及び実施）役務日誌
- (2) 着工届、完成届
- (3) 役務写真
作業前、作業中、作業完了後の写真を各箇所毎撮影し、役務写真帳（A4）に整理して提出する。



案内図



配置図

▨ : 剪定箇所 (桜、カイズカイブキ等)

剪定要領

支障木は地上高1.2m程度の高さまで伐採及び剪定を実施し、樹木間の見通しができるようにする。